

東日本大震災に係る寄附金の基金への積立てについて

東日本大震災につきましては、多くの皆様方から寄附金や助成等をいただき、心から感謝申し上げます。

お寄せいただいた寄附金等については、国から交付された特別交付税等とともに、東日本大震災復興基金と地域整備推進基金に積立てを行い、復旧・復興事業の財源として活用させていただいております。

1 東日本大震災復興基金と地域整備推進基金の内訳について

- 本県では、極めて大きく広範囲にわたる被害であったことから、復興のための財源も幅広い分野で求められております。
- このため、被災された個人や団体などの早期の復興のために、県以外が事業主体となつて行う事業に活用する「東日本大震災復興基金」を新設するとともに、既存の「地域整備推進基金」を、県が事業主体となつて行う施設整備や地域振興の事業に活用することとしております。
- したがいまして、各方面からいただいた寄附金、ふるさと納税、これら事業のために活用できる国からのお金（特別交付税など）についても、この2基金に一旦積み立てて、各種事業に活用しているものです。

2 各基金への寄附金等の積立てについて

➤ 具体的には、以下の表のとおり整理し、活用しているところです。

| 基金名称 | 東日本大震災復興基金 | 地域整備推進基金 |
|--------|---|--------------------------------|
| 活用方針 | 個人や団体の復興のための助成等 | 県が行う復興のための施設整備や地域振興等 |
| 積立てたもの | ○震災に伴う災害復旧等対策のための寄附金 ○ふるさと納税（復興分） （寄附申込書でいただいた一般の寄附及びふるさと納税） } ⇒ 2基金に各1/2を積立 | |
| | ○用途を特定していただいたもの ⇒ 協定等に応じた基金にそれぞれ積立 （外国政府、団体等から協定に基づきいただいたもの） | |
| | （例） ・クウェート国から地域基盤復興など8分野の復興支援事業 ・ヤマト福祉財団の公募事業に応募し採択された事業 | （例） ・兵庫県から地域コミュニティの拠点整備等に寄附 |
| | ○国からのお金 ・特別交付税（660億円） ・震災復興特別交付税（709億円）※住宅再建支援分 | |

【参考】

上記のほか“東日本大震災に伴う震災孤児・遺児支援等のための寄附金”は、「東日本大震災子ども育英基金」に積立てを行い、震災孤児・遺児支援等のために活用しております。